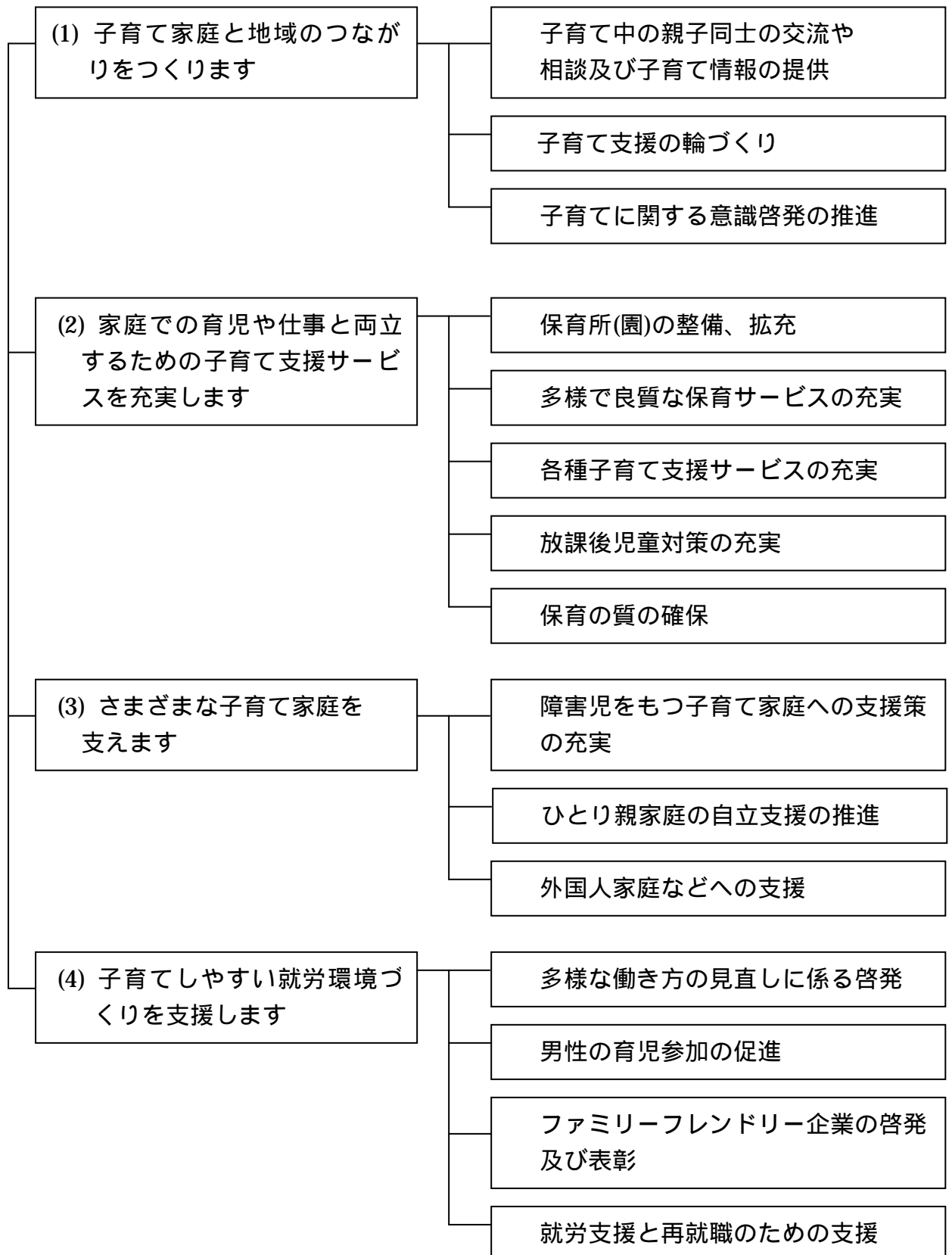


第4章 基本施策及び事業の展開

1 地域全体で子育て家庭を支えます



(1) 子育て家庭と地域のつながりをつくります

現状と課題

核家族化の進行などにより、保護者の子育てに対する孤立感、負担感などの育児不安が増加していることから、すべての子育て家庭に対する支援が求められています。

本市では、子育てサロン事業、児童館における親子交流事業、地域子育て支援センター事業、保健センターでの赤ちゃん広場等、さまざまな機会を通じて子育て家庭の悩みや不安の解消に努めてきました。

こうした子育て不安を解消し、安心して子育てをしていくためには、親子で参加できる交流の場を提供することや相談体制の充実、さらに地域で子育てをあたたく見守り支えて行くため、地域社会が連携し子育て家庭とつながりをつくることが重要です。また、多様な子育て支援サービスを提供するとともに保護者が的確に選ぶことができるよう十分な情報提供をしていくことが必要です。

施策の方向と具体的事業

子育て中の親子同士の交流や相談及び子育て情報の提供

子育てに不安や負担感を持っている子育て家庭が増えており、これらを解消するため、身近なところに、いつでも気軽に親子で集い、交流できる場所の設置を進めるとともに、各種相談事業を充実します。

また、さまざまな子育て支援サービスの充実を図り、市広報紙やインターネットなど各種の情報媒体を活用した情報提供を進めます。

子育て支援の輪づくり

子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域社会全体で子育て家庭を支えていくために、民生委員・児童委員、子育て経験者、子育て支援サークル、NPO等が連携・協力し、地域における子育て支援の輪（ネットワーク）を拡充していきます。

子育てに関する意識啓発の推進

より多くの市民に子育てへの関心を持ってもらい、また同時に子育てに関する理解を深めてもらうため、子育てに関する意識啓発を進めます。

また、企業や各種の団体など社会を構成する様々な組織に対しても、子育てを社会全体で支援していく必要性をPRしていきます。

子育て中の親子同士の交流や相談及び子育て情報の提供

事業名	事業の内容	担当課
子育てサロン事業	子育て経験のある相談員が、子育てについての悩みや不安などを聞き、参加者同士の交流を進める。お子さんの同室保育も行っている。また、子育てサークルによる講座等を開催する。	児童福祉課
地区センターにおける地域子育て相談	子育てについての悩みや不安を相談員と気軽に話し合い、また参加者相互の集いの場とした交流を進める。	児童福祉課
児童館の親子交流事業	0歳児の親子から各年齢層に応じた多種多様な教室を開催し、また参加者同士の交流も図る。	児童福祉課
地区センター等における乳幼児育児相談	地区センター、保健センター等において、保健師による身体測定と育児相談を実施する。	市民健康課
保健センターの赤ちゃん広場事業	0歳児を対象とした親子の集いの場や子育て情報交換の場を提供する。	市民健康課
地域子育て支援センター事業	子育て講座や子育て広場等を開催し、参加した親子同士の交流を図るとともに、子育て相談や窓口で子育て情報を提供する。	保育課
保育ステーションの子育て支援事業	子育てに関する悩みを相談したり、子育て中の親子の交流を図るなど地域の子育て支援を進める。	保育課
保育所の地域交流事業	すべての子育て家庭を対象に子育て不安を解消するため、地域における身近な子育て支援施設として保育所の専門的な機能を生かした事業を推進し地域の子育て力の向上に努める。また、地域に開かれた保育所づくりを推進する。	保育課
家庭児童相談室	学校や幼稚園に行けない、友達と遊べない、非行の心配があるなど家庭等の問題について、専任の家庭児童相談員が、電話や面談により相談を受け、助言・指導を行う。	児童福祉課
児童館の子ども家庭相談	児童館2カ所で、専任の子ども家庭相談員が、発育や生活習慣、遊びについてなど面談・電話により相談を受け、助言を行う。	児童福祉課
子育て情報の提供	市広報を始め、テレビ番組(いきいき越谷)ホームページなどの活用を図り、子育て情報を提供する。	児童福祉課
民生委員・児童委員活動	地域の身近な相談役として、子育てに関するさまざまな相談を受け、同時に情報提供等を行う。また、子育て家庭の孤立化を防ぎ、悩みを抱えた親への支援が早期に対応できるよう関係機関へ紹介を行う。	社会福祉課

子育て支援の輪づくり

事業名	事業の内容	担当課
子育てサークル等への活動支援	児童館や地域子育て支援センター、公民館等において、子育て関係団体の活動する機会や場所の提供を行い、連携・協力の促進を図る。	児童福祉課 保育課 生涯学習課

子育てに関する意識啓発の推進

事業名	事業の内容	担当課
イベント開催における啓発活動	イベント等の開催時に、ブースを設けるなどして子育て支援機関や子育て事業を紹介し啓発を行う。	児童福祉課
広報紙等の活用	児童福祉週間などにあわせて、市広報紙やホームページで子育て事業や支援施設についてPRする。	児童福祉課

(2) 家庭での育児や仕事と両立するための子育て支援サービスを

充実します

現状と課題

女性の就業率の向上や多様な就労形態に対応するため、待機児童の解消や多様な保育サービスが求められています。また、保育に欠ける・欠けないを問わず、育児疲れや育児ストレスを軽減するための一時預かり等の保育ニーズも高まっています。

本市では、保育所(園)の新設や建替え、家庭保育室の拡充、幼稚園の活用等により待機児童解消のための取り組みを進めてきました。また、市内2ヶ所の保育ステーション開設等により、多様な保育ニーズに対応してきました。今後も、すべての子育て家庭に対するきめ細かな子育て支援サービスの充実が求められています。

保育サービスの向上を図るため、第三者による保育サービスの評価を行っていますが、保育所(園)は、安心して子どもを預けられる施設であることと同時に保育サービスのあり方も重要なことから、保育サービスの質の向上が求められています。

施策の方向と具体的事業

保育所(園)の整備・拡充

今後も女性の就労意欲は高まることが予想されるため、子育てと仕事が両立できるよう、保育所(園)の整備、拡充を進めます。

また、保育所(園)の子育てにおける専門的な機能を活かし、地域との交流事業を推進して、地域の子育て力の向上に努めるとともに、幼稚園・学校等との連携を進めます。

多様で良質な保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化や、疾病、育児疲れの解消等の理由による多様な保育需要の高まりに対応するため、多様で良質な保育サービスの充実を図ります。

各種子育てサービスの充実

就労している保護者や、在宅で子育てをしている保護者の多様な保育・子育て支援ニーズに対応するため、保育ステーション、ファミリーサポートセンター等のきめ細かな子育てサービスの充実を図ります。

また、子育て家庭の経済的支援のため、児童手当、乳幼児医療費支給等の制度の推

進に努めます。

放課後児童対策の充実

児童を取り巻く社会環境が大きく変化している中、学童保育の需要に対応するため、既存施設の改修や有効活用を図るとともに、幼稚園・民間保育園と連携を図りながら、児童の受け入れ枠の拡大に努めます。

保育の質の確保

保育サービスの質の向上を図るため、公正・中立な機関により、専門的で客観的な立場から評価する第三者評価事業を推進するとともに、良質かつ適切な保育サービスを提供するため、研修会等の充実に努めます。



保育所（園）の整備、拡充

事業名	事業の内容	担当課
保育所の改修・建替	建築年数が経過した保育所の建替えを計画的に実施する。また、建替えにあわせ、定員枠の拡充をするとともに低年齢児の定員枠の拡大に配慮する。また、地域子育て支援センターを併設し、多様な保育ニーズに応える。	保育課
幼保一体施設の整備促進	幼保一元化を図る「総合施設」については、今後の動向を見据えていく。待機児童解消のため、私立幼稚園協会と連携を図り、認可の小規模保育所「幼保一体施設」の整備促進を図る。	保育課 学校課
家庭保育室	低年齢児（0.1.2歳）を保育する家庭保育室の拡充により、待機児童の解消を図る。	保育課

多様で良質な保育サービスの充実

事業名	事業の内容	担当課
延長保育事業	保育所（園）で朝7時から7時30分、夕6時30分から7時まで実施する。また、南越谷・北越谷の保育ステーションで朝6時30分から、夜10時まで実施する。	保育課
一時保育事業	保護者が急用等で保育に困ったときやリフレッシュを図りたいとき、南越谷・北越谷の保育ステーション及び地域子育て支援センター等で一時的（時間単位）に保育を行う。	保育課
緊急・リフレッシュ保育	保護者が育児疲れ等でのリフレッシュを図るため、また、保護者が家族の看病や冠婚葬祭等の社会的事由により、一時的に保育できない場合、就学前の児童を民間保育園で保育する。なお、緊急・リフレッシュ保育は一日単位での保育を基本としている。	保育課
休日保育	年末年始を除く毎日、南越谷・北越谷の保育ステーションにおいて夜10時まで保育を行う。	保育課
夜間保育	年末年始を除く毎日、南越谷・北越谷の保育ステーションにおいて夜10時まで保育を行う。	保育課
特定保育事業	地域子育て支援センター及び南越谷・北越谷保育ステーションの一時保育において実施する。	保育課

事業名	事業の内容	担当課
病後児保育 《新規事業》	病気回復期にあり、集団保育の困難な時期や個別の医療的配慮を必要とする児童を対象とし、病院等に付設させた専用スペースにおいて一時的に保育を実施するなど乳幼児健康支援一時預かり事業を検討する。	保育課



各種子育てサービスの充実

事業名	事業の内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	「子育ての援助を受けたい」と「子育ての援助を行いたい」の地域での相互援助として組織されている。保護者の仕事や病気などを理由とした、保育所・幼稚園の送迎及び帰宅後の預かりなど行う。	児童福祉課
送迎保育	利便性の高い駅前に保育ステーションを設置し、送迎バスを利用し、保育園への送迎を実施する。	保育課
幼稚園の預かり保育	各園において、仕事を持っている子育て中の親たちに対応するため、あるいは、専業の母親がリフレッシュする時間を提供するために、一時的な預かり保育で支援を行う。	学校課
幼稚園における各種子育て支援事業	各園での園庭開放時に、在園児の子はもとより、地域の子育て中の親たちの悩みについて相談を受ける。また、サンシティを会場に講演や「うたの集い」を開催する。	学校課
トワイライトステイ（夜間養護）事業	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に、養育に欠ける児童の生活指導や食事の提供等を午後10時までファミリーサポートセンター事業等で対応する。	児童福祉課
ショートステイ（短期入所生活援助）事業	保護者が疾病等で児童を養育することが困難な場合について、児童相談所の一時保護により対応しているが、児童福祉施設や里親制度の利用を図る。	児童福祉課
児童手当の支給	支給対象年齢の拡大や所得制限の緩和等について国へ要望するとともに、受給対象者に対して制度の周知を図る。	児童福祉課
乳幼児医療費の助成	乳幼児が病気やケガなどで医療機関に支払う医療費の一部を支給しているが、制度の充実に向け県等へ要望する。なお、市の独自措置として、市内医療機関（一部を除く）を受診した場合の窓口負担をなくしている。	児童福祉課
幼稚園就園奨励費の補助	幼稚園の入園が容易になるように入園料や保育料など保護者の経済的負担の軽減を図る。	学校課
新入学児童への交通災害共済事業	越谷市交通災害共済事業において、小学校第1学年に入学・転入学する児童の共済加入金をその年度のみ市が負担する。	交通防災課

放課後児童対策の充実

事業名	事業の内容	担当課
学童保育室の整備	小学校開設にあわせ学童保育室を設置する。また、保育需要を見極めつつ定員に見合った学童保育室を計画的に整備を行う。	保育課
民間学童保育室	私立幼稚園協会や私立保育園協会と連携を図り、待機児童解消のため学童保育事業の拡充を図る。	保育課

保育の質の確保

事業名	事業の内容	担当課
第三者評価事業	保育サービスの質の向上を図るため、第三者評価事業等を推進する。	保育課

(3) さまざまな子育て家庭を支えます

現状と課題

すべての子育て家庭が、穏やかで安定した暮らしの中で子育てしていくことが可能になるよう社会的な支援体制を充実する必要があります。

今日、障害の有無にかかわらず、社会に関わりながら住み慣れた地域とともに安心して暮らせる環境づくりが求められています。そのため、障害児やその保護者を支えるサービスの充実が必要とされています。

本市では、障害児を持つ家庭に対する扶助制度として、特別児童扶養手当や障害児手当等の経済的支援、また、障害児支援費事業や各種制度を通じ居宅生活の支援を実施しています。

また、障害児が自らの可能性を引き出し、社会的に自立していくために、早期療育や通園施設事業による運動療法・生活指導等を実施しています。

相談事業におきましても、教育相談所等で発達相談や就学相談を行い、専門機関と連携し総合的な相談活動を実施しています。

離婚等の増加に伴い、ひとり親家庭が増加しています。特に乳幼児を抱えるひとり親家庭では、子育てを始め生活全般にわたり精神的、経済的負担が大きくなっています。本市では、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、また、児童ケースワーカーが県の女性相談員と連携し、生活資金のあっ旋などを行っています。

今後も、ひとり親家庭は増加する傾向にあり、相談活動の充実とともに就労支援など経済的自立等の総合的な支援が求められています。

国際化の進展とともに本市でも、外国人家庭が増えており、円滑な市民生活が送れるように、生活情報について外国語表示をしたり、保育所の給食において、生活習慣への配慮をしています。

今後も、言語や文化・生活習慣の相互理解を進めるとともに、外国人家庭への配慮が求められています。

施策の方向と具体的事業

障害児をもつ子育て家庭への支援策の充実

乳幼児の健康診査の受診機会等を捉え、障害の早期発見に努めるとともに、それぞれの障害に応じた療育体制や相談体制を充実します。

また、障害児の保育、教育に関する支援、地域社会活動への参加促進について関係機関と連携を図ります。

ひとり親家庭の自立支援の推進

離婚等により、ひとり親家庭が増加している状況を踏まえ、ひとり親家庭の子どもの健全な成長や、ひとり親家庭の生活の自立を促進するため、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援などを進めるとともに、相談体制の充実を図ります。

外国人家庭などへの支援

外国人家庭における、言葉や文化、生活習慣等の違いによる子育ての悩みや不安を解消し、日常生活が円滑に送れるように、外国語による情報提供の充実を図るとともに、多言語による情報提供や外国人の各種相談に応じられるよう、今後検討を行います。



障害児をもつ子育て家庭への支援策の充実

事業名	事業の内容	担当課
知的障害児通園施設事業	知的発達に遅れのある児童を年齢や発達程度に応じた療育を行い、日常生活に必要な動作訓練や集団生活に必要な技能、知識を身につけさせる。	児童福祉課
肢体不自由児通園施設事業	身体の発達の遅れや障害のある児童を障害等の程度に応じて、治療、運動療法及び生活指導を行い、発達の促進や障害の軽減を図る。	児童福祉課
特別支援教育	市内小中学校特殊学級及び通級指導教室の指導の充実を図る。また、通常学級に在籍するLD児等の障害理解を深めるための研修会の充実を図る。さらに、入院治療を行いながら学ぶ児童生徒の院内学級についてテレビ電話による交流等を推進する。	指導課
早期療育発達支援事業	心身の発達に遅れや障害のある幼児と保護者への指導・訓練を通して、発達を促進し、また障害等の軽減を図る。	児童福祉課
ことばの治療相談室	ことばが遅い・聞こえが悪い・発音がおかしいなどことばの障害について、言語聴覚士による早期発見と訓練、治療を行う。	児童福祉課
障害児・者複合施設建設事業	みのり学園・あけぼの学園・しらこぼと職業センターの3施設の機能・サービスを見直し、施設の複合化を図る。	児童福祉課 障害福祉課
医療・補装具の給付	身体に障害のある児童に対して医療・補装具等を給付し、障害による負担を軽減し、日常生活の向上を図る。	児童福祉課
障害児支援費事業	心身に障害のある児童に対して、居宅介護・短期施設入所などを支援し、介護者等への負担軽減を図る。	児童福祉課
特別児童扶養手当	心身に重度・中度の障害のある児童（20歳未満）を養育していて、所得が一定未満の家庭に手当を支給（県への進達事務）する。	児童福祉課
心臓病手術費等助成	心臓疾患のある18歳未満の児童に精密検査及び手術等に要する医療費以外の自己負担金について、限度額の範囲内で助成する。	児童福祉課
乳幼児特別発達相談	発育・発達に不安を抱える親子に対し、小児科医師による相談を行うほか、保健師等により相談も行う。	市民健康課
1歳6か月児・3歳児継続相談	小児科医師・言語聴覚士・保育士・心理判定員・保健師による幼児の発達相談や療育指導を行う。	市民健康課

事業名	事業の内容	担当課
保育所の障害児保育	保育所のバリアフリー化を進めつつ障害児の保育施設等への積極的な受け入れを推進する。	保育課
学童保育室の障害児保育	学童保育室のバリアフリー化を進めつつ障害児の保育施設等への積極的な受け入れを推進する。	保育課
教育相談所の教育相談事業	教育相談所における発達相談および就学相談を行う。対象は就学前の幼児から中学生まで。日曜日、祝日を除く月曜日から土曜日で実施する。	指導課
養護学校放課後学童保育事業	養護学校に通う児童生徒の放課後保育を行い、保護者への支援を行う。	児童福祉課

ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名	事業の内容	担当課
児童扶養手当	母子家庭の児童や父に一定の障害のある児童を育てている母親、又は母にかわってその児童を養育している方に手当を支給し自立支援を行う。児童に一定の障害がある場合は20歳未満。	児童福祉課
ひとり親家庭等医療費支給制度	母子・父子家庭、父または母に一定の障害がある家庭の方が、医療保険制度で医療を受けた場合に支払った医療費の自己負担分の一部を支給し、経済的支援を行う。	児童福祉課
母子家庭等相談事業	生活・住宅に対する相談や、母子・父子家庭等が修学等の自立促進や疾病等の事由により一時的に生活援助や保育等のサービスが必要な世帯への支援を図る。また、身近な相談窓口として生活や就労、子育てなど家庭の抱えている問題に適切な助言ができるよう母子自立支援員を配置する。	児童福祉課
母子・寡婦福祉資金貸付事業	20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母や父母のいない児童及び寡婦に対して、修学、技能の習得や生活資金の貸付（県への斡旋）を行う。	児童福祉課

外国人家庭などへの支援

事業名	事業の内容	担当課
生活ガイドブックの配布	日常生活で必要な基本的事項が書かれたガイドブック（英語、中国、ハングル）の外国籍市民への配布をする。	秘書課

事業名	事業の内容	担当課
KOSHIGAYA GUIDE MAP の配布	英語版越谷ガイドマップの配布をする。	秘書課
PROFILE OF KOSHIGAYA の配布	越谷市の施設案内等の英語版を配布する。	秘書課
コシガヤメッセンジャーの配布	広報紙の中で、外国人に必要な情報（休日当番医、催物等）を抽出し翻訳したものを月1回、広報こしがやの英語版として発行する。	秘書課



(4) 子育てしやすい就労環境づくりを支援します

現状と課題

女性の就労率が高くなる一方で女性の育児に対する負担が変わらないなど、依然と性別役割分担意識が残っており、それが少子化の原因のひとつになっていると言われています。また、女性が働きながら子育てしていく場合、子育てが一段落した後に職場復帰するM字型就業を示しており、子育てと仕事の両立が困難な状況があります。一方、男性も長時間労働により育児に参加できず、母親がひとりで悩みながら育児と家事を担っている状況も少なくありません。

本市では、男女共同参画支援センター「ほっと越谷」で男女共同参画社会促進のため、各種講座やセミナーを開催し、多様な働き方に関わる広報・啓発活動を実施しています。

また、男性の育児参加を促進するため、子育てサロンでの「父親サロン」や、児童館での親子教室、男性向け家庭教育学級などを行っています。

今後とも、働き方の見直しに係る企業等への啓発活動、男性の育児参加、女性の就労や再就職の支援などを進めていく必要があります。

施策の方向と具体的事業

多様な働き方の見直しに係る啓発

すべての人が、仕事と家庭に生きがいをもてるよう多様な働き方の選択や職場優先の意識、従来の固定的な性別役割分担意識を見直す必要があります。このため事業主、勤労者に対して、働きかけや啓発、広報活動を進めます。

男性の育児参加の促進

女性の家事・育児などへの負担が大きいことから、男女が共同して子育てなどの家庭生活に参画できる環境づくりを推進する必要があります。そのため、男女共同参画意識の啓発を図るとともに、男性の子育てなどへの関わりを促進する事業に取り組みます。

ファミリーフレンドリー企業の啓発及び表彰

仕事と育児・介護の両立支援等に取り組む「ファミリーフレンドリー企業」に関する情報提供や啓発活動を行います。

就労支援と再就職のための支援

出産や育児により退職した女性の再就職の支援や若者の就職支援のため、産業雇用支援センターの活用やハローワークとの連携による情報提供や相談事業を実施するとともに、講習会や技能習得のための講座の開催など、就職に向けた学習機会の提供を行います。



多様な働き方の見直しに係る啓発

事業名	事業の内容	担当課
広報活動の推進	パンフレット等を越谷市産業情報ネットワークシステムへの掲載や配布等を行い、啓発に努める。	産業振興課
セミナー等の開催	労働基準法等に関する知識を深めるためのセミナーを開催する（埼玉県・越谷市商工会と共催）	産業振興課
男女共同参画フォーラム	「女は家庭、男は仕事」といった固定的役割分担意識に縛られることなく、男女が共に性別にとらわれない対等なパートナーとして男女共同参画社会の意識の向上を目的とした講座の開催等を行う。	企画課

男性の育児参加の促進

事業名	事業の内容	担当課
父親サロン	子育てサロンにおいて、日ごろ児童と接する時間の少ない父親のために、育児に関する相談や各種子育て情報を提供する。	児童福祉課
児童館の親子教室	幼児と父親を対象に遊びや工作などの教室を開催する。	児童福祉課
公民館の男性向け家庭教育学級・講座	父親や父親と子を対象とした子育て学級・講座を開催する。	生涯学習課
地域子育て支援センター事業（再掲）	子育て講座や子育て広場等を開催し、参加した親子同士の交流を図るとともに、子育て相談や窓口で子育て情報を提供する。	保育課
母親学級・両親学級	妊婦とその夫を対象として、栄養指導・歯科保健・新生児の保育・沐浴などの講習及び実習を行う。	市民健康課
男女共同参画支援センターの男性学講座	男性が固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、個性に合った生き方を模索できるよう講座の開催をする。	企画課

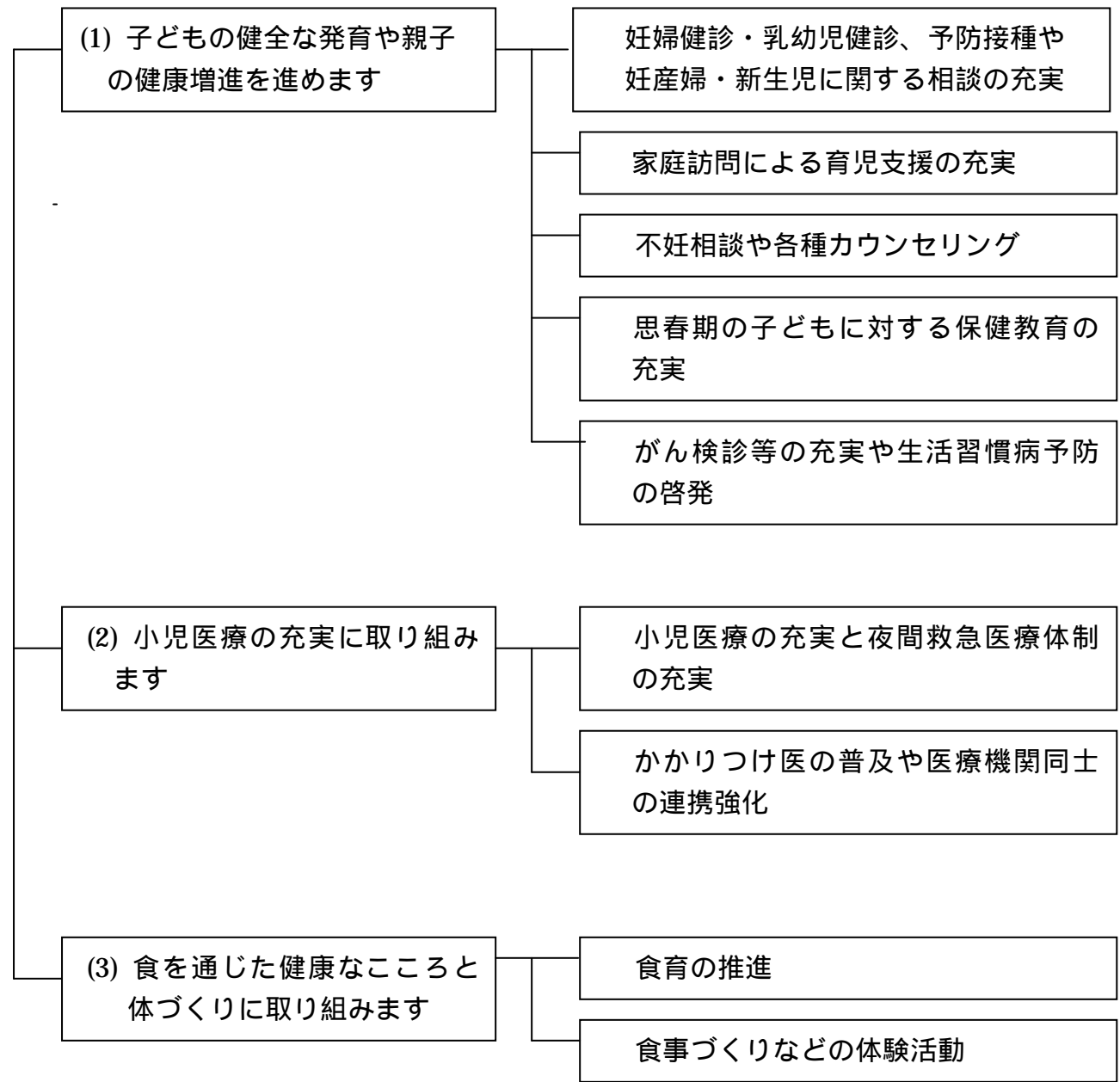
ファミリーフレンドリー企業の啓発及び表彰

事業名	事業の内容	担当課
ファミリーフレンドリー企業の普及・促進	企業に対して子育てしやすい就労環境づくりへの働きかけや、ファミリーフレンドリー企業の紹介を行い、普及、促進を図る。	産業振興課

就労支援と再就職のための支援

事業名	事業の内容	担当課
若者向就労支援セミナー等の開催	就職を希望する若い方を対象に、早期就職のためのセミナーのほか、関係機関との共催により就労支援に向けたセミナーを開催する。	産業振興課
若年者等就職支援事業《新規事業》	就職を希望する若年者、女性、中高年を対象に、キャリアコンサルタントを配置し、就職に向けた、きめこまやかな総合的なカウンセリングを行い、就職支援を図る。	産業振興課
相談事業の充実	パートタイマー、内職等の求職者に対する就職相談、職業紹介、情報提供等相談業務の充実を図る。	産業振興課
キャリアアップ講習会の開催	再就職、女性の職域拡大を図るため、自己表現講習会などを開催する。	企画課
再就職に関する情報提供	女性の経済的自立を促進するため、特に再就職を希望する女性への支援として情報提供を行う。	企画課

2 子どもの健やかな成長と親子の健康づくりを支えます



(1) 子どもの健全な発育や親子の健康増進を進めます

現状と課題

本市では、妊婦・乳幼児に関わる各種の健診を実施するとともに、乳幼児育児相談・栄養相談、母親学級・両親学級等、発育・発達過程に応じた相談事業や、助産師による家庭訪問、保健師による育児相談などを実施しています。今後も、安心して出産ができ、子どもが健康に育つように各種健診の充実が求められています。

思春期の児童・生徒に対しては、子どもの心理的な悩みに関する専門家によるカウンセリングや、性感染症の予防、喫煙、薬物の危険性等に関する教育を学校で実施しています。今後も、思春期の心と身体の発達の正しい理解を深めるため母子保健関係課と学校の連携を図り、効果的な思春期保健対策を実施することが求められます。

また、家族の健康増進のために、がん等の検診や生活習慣病予防の啓発などを行い、将来にわたる健康づくりを支援する必要があります。

施策の方向と具体的事業

妊婦健診・乳幼児健診、予防接種や妊産婦・新生児に関する相談の充実

安心して出産ができ、子どもが健やかに成長することができるよう、妊婦・乳幼児健診を充実するとともに、健診の場を活用して、子育て等に関する相談を実施します。

また、予防接種、乳幼児育児相談・栄養相談等の個別相談、母親学級・両親学級等を実施します。

家庭訪問による育児支援の充実

親の育児不安の解消や乳幼児の発育・発達過程に応じた育児相談等のため、保健師及び助産師会など地域の人材等の活用で、家庭訪問による育児支援を充実します。

不妊相談や各種カウンセリング

子どもを持ちたいのに子どもができない場合に、不妊治療を受けるケースが多くなっていることを踏まえ、不妊に関する相談への対応や情報の提供を行います。また、子どもの心理的な問題等に関するカウンセリングを行います。

思春期の子どもに対する保健教育の充実

十代の性の問題に対応するため、性に関する健全な意識の涵養と合わせて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に対する相談体制を充実します。

がん検診等の充実や生活習慣病予防の啓発

家族の将来にわたる健康づくりを支援するため、がん検診等の健康診査を充実するとともに、生活習慣病予防のための知識の普及、啓発を行います。



妊婦健診・乳幼児健診、予防接種や妊産婦・新生児に関する相談の充実

事業名	事業の内容	担当課
乳児健康診査	4か月児、10か月児の身体測定・診察・相談を医療機関で実施する。	市民健康課
幼児健康診査	1歳6か月児、3歳児を対象に身体測定・問診・診察（内科・歯科）及び保健師・栄養士による相談を行う。	市民健康課
乳幼児育児相談	乳幼児を対象に保健師が身体測定と育児について相談を行い、育児不安の解消を図る。	市民健康課
離乳食教室	5～6か月・7～8か月児の親を対象に、離乳食の作り方講習や試食を行い、乳児の育児支援を行う	市民健康課
栄養相談	乳幼児・思春期を対象とした食生活、栄養に関する個別相談を行い、バランスのとれた食生活を促進する。	市民健康課
母親学級・両親学級	妊婦とその夫を対象として、栄養指導・歯科保健・新生児の保育・沐浴などの講習及び実習を行い、出産準備教育を進める。	市民健康課
予防接種（各種）	B C G、ポリオ等各種予防接種を医療機関などで実施する。また、未接種者に対する情報提供を行い、接種率の向上を図る。	市民健康課

家庭訪問による育児支援の充実

事業名	事業の内容	担当課
妊産婦・新生児訪問	助産師等が家庭訪問し、妊娠・出産・育児について相談を受け、子育ての悩みや不安の解消などを図る。	市民健康課
家庭訪問	保健師等が子育ての悩みや不安などを抱える家庭や健診未受診家庭を訪問し、育児や健康などの相談を受け、助言・指導を行う。また、他の子育て機関との連携を図り、適切な支援を行う。	市民健康課

不妊相談や各種カウンセリング

事業名	事業の内容	担当課
不妊治療の情報提供	電話相談などで不妊に関する相談への対応や情報の提供を行う。	市民健康課
児童精神カウンセリング事業	市立病院において、児童心理カウンセラーにより、専門的な相談を行う。	市立病院

思春期の子どもに対する保健教育の充実

事業名	事業の内容	担当課
健康教室	小中学校等で喫煙による弊害や正しい性知識などについて健康教室を開催し、健康の増進に努める。	市民健康課
学校における保健教育の推進	小学校中学年からの性教育について、各小中学校で実施し、正しい理解促進を図るとともに、男女の意義について理解を深める。	指導課
喫煙防止等に対する啓発	越谷市広報・懸垂幕等を利用して青少年への喫煙防止等の意識啓発を行う。	生涯学習課

がん検診等の充実や生活習慣病予防の啓発

事業名	事業の内容	担当課
健康教育（集団）	糖尿病・肝臓病予防教室、禁煙講座や健康体操教室のほか、更年期をさわやかに過ごすためのダンベル体操教室・健康体操教室などを開催し、健康増進を進める。	市民健康課
健康教育（個別）	各健康教室修了者に対して個別に相談を行い、個人に適した指導を行う。	市民健康課
重点健康相談	基本健康診査を受けた後の個別または集団の健康相談を行い、健康支援の充実を図る。	市民健康課
総合健康相談	保健師・栄養士による疾病予防、食生活改善などの健康全般にかかる相談指導を行う。	市民健康課
ヘルシーキッズ	幼児を対象とした肥満・虫歯予防のための健康教室を開催する。	市民健康課

(2) 小児医療の充実に取り組みます

現状と課題

乳幼児をもつ親を対象にした子育てアンケートでは、小児医療体制の充実と夜間救急医療体制の確立を要望する声が高くなっています。

小児医療体制の充実は、子どもの疾病対策や健康を守る上で、安心して子どもを産み、健やかに育てるための基盤となるものです。

本市では、越谷市小児夜間急患診療所で、夜間における小児の初期救急医療を行っています。また、小児の第二次救急医療体制として、5市1町で小児救急医療支援事業を実施しています。

今後も越谷市小児夜間急患診療所において、夜間における小児の初期救急医療体制を充実し、健康な子どもの育成に取り組むことが求められています。

また、子どもの疾病の予防・早期発見のためには、普段から気軽に相談できる医療機関をもっておくことが必要です。身近な医療機関の利用による「かかりつけ医」の普及を進めるとともに、医療機関同士の連携強化を図ることも課題となっています。

施策の方向と具体的事業

小児医療の充実と夜間救急医療体制の充実

小児医療は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるため、小児医療体制の整備、小児夜間急患診療所の運営を充実します。

かかりつけ医の普及や医療機関同士の連携強化

子どもの疾病予防・早期発見のために、身近な医療機関の利用による「かかりつけ医」の普及や、医療機関同士の連携強化を図ります。

小児医療の充実と夜間救急医療体制の充実

事業名	事業の内容	担当課
越谷市小児夜間急患診療所運営事業	越谷市小児夜間急患診療所において、夜間における小児の初期救急医療体制の充実を図る。	市民健康課
小児救急医療支援事業	小児の第二次救急医療体制を確保するため、小児救急医療支援事業を5市1町で実施する。	市民健康課

かかりつけ医の普及や医療機関同士の連携強化

事業名	事業の内容	担当課
医療提供体制の充実	かかりつけ医に関する市民向け啓発パンフレットを作成するとともに、市ホームページを活用して医療機関情報を提供する。	市民健康課



(3) 食を通じた健康なところと体づくりに取り組みます

現状と課題

成長期にあたる子どもの朝食の欠食や偏食、さらに多種多様な食物が手軽に入ることから、成人病発症の低年齢化、咀嚼力の低下、肥満の増加等が問題になっています。バランスよく食事をとることは、子どもの成長を根源的に支えるとても大事なことです。「食事」という行為の重要性を、栄養の面からも家族関係の面からも考えていく必要があります。

本市では、離乳食教室、料理講習会等において乳幼児や児童を持つ親に対する学習機会の提供を行っています。また、学校では、給食時間や家庭科、総合学習の時間に食生活や栄養に関する教育、子ども料理教室、親子料理教室など参加型の体験教室を実施しています。

乳幼児期から学童期、思春期にわたる発達段階に合わせた食に関する学習機会や情報の提供が必要になっています。また、体験教室等で料理の楽しさや、栄養に関する知識を学び、大人になってからも食生活について栄養面でも配慮できるような習慣を身につける教育が求められています。

施策の方向と具体的事業

食育の推進

食事は心身の成長の基礎となる重要な要素であることから、乳幼児期から学童期、思春期にわたる発達段階に合わせた、食に関する学習機会の提供や情報の提供を行います。

食事づくりなどの体験活動

子どもにとって、料理をつくることは、つくる喜びを体験するとともに、食事の大切さを考える契機にもなることから、子ども料理教室等の子ども参加型の体験学習に取り組めます。

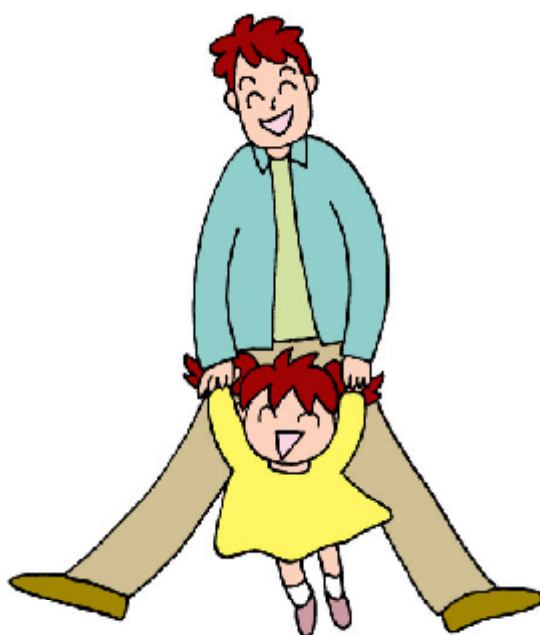
食育の推進

事業名	事業の内容	担当課
離乳食教室（再掲）	5～6か月児、7～8か月児の親を対象に離乳食の作り方講習と試食を行い、乳児の育児支援を行う。	市民健康課
栄養相談（再掲）	乳幼児・思春期を対象とした食生活、栄養に関する個別相談を行い、バランスのとれた食生活を促進する。	市民健康課
健康教育・料理講習会	栄養についての健康教育、乳幼児・児童対象の講習会等を行い、食についての理解を深める。	市民健康課
保育所における食育の充実	保育所（園）の保護者を対象に、栄養士による講習及び試食を行い（各保育所年齢別に実施）、食の大切さについての啓発を行う。	保育課
食育教育の推進	食生活の見直しや栄養に関することなどを、給食時間・家庭科や総合的な学習の時間等で取り上げ、食育を推進する。	指導課 給食課
学校給食研究協議大会	小学校の保護者と学校給食関係者を対象に食に関する講演、研究発表を行う。	給食課
給食だよりの発行	小学校の保護者と中学生を対象に食に関する情報を提供する。	指導課 給食課

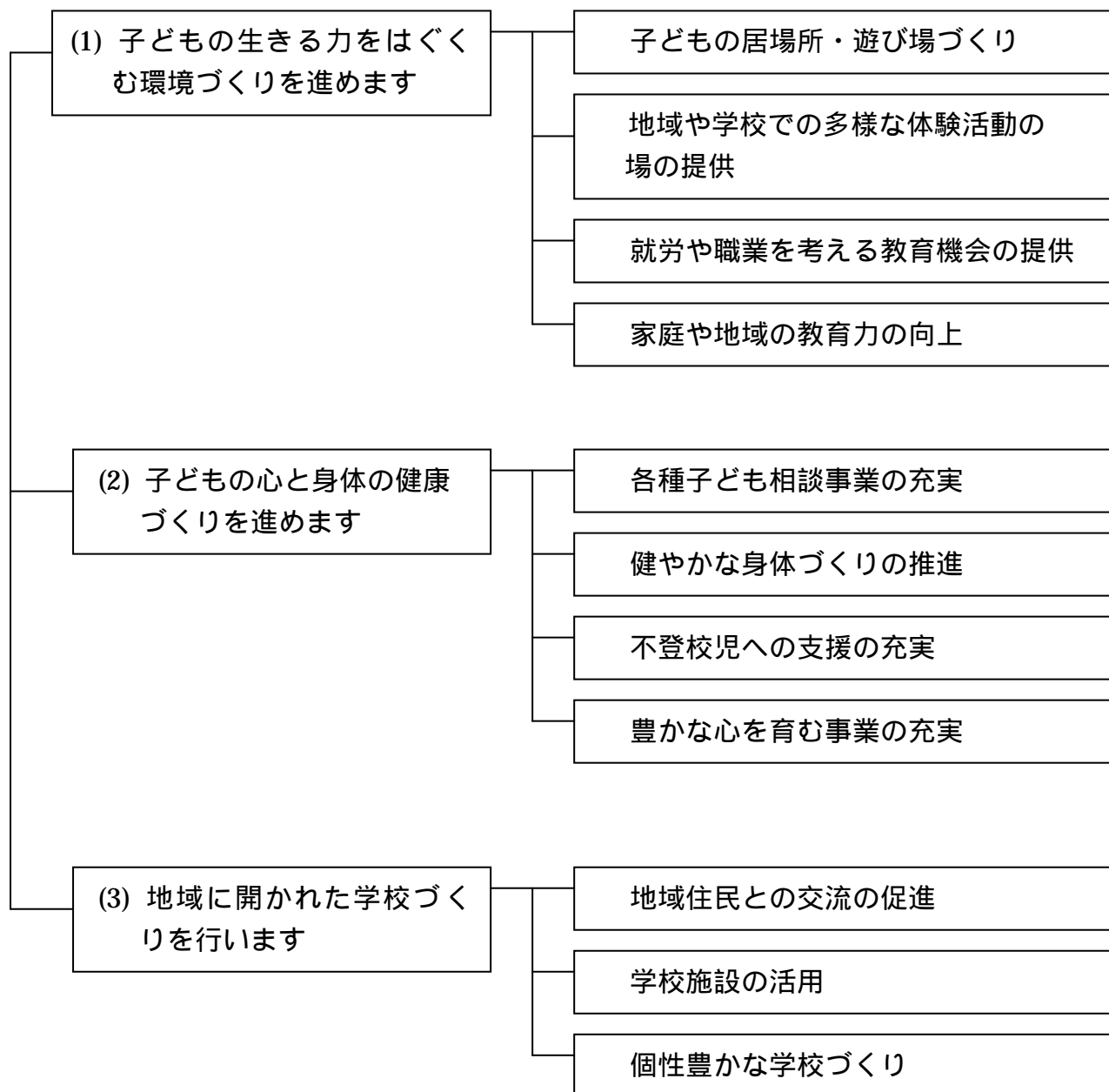
食事づくりなどの体験活動

事業名	事業の内容	担当課
子ども料理教室	小学校3年生から6年生の児童を対象におやつ作り・食事作り教室を開催し、実践的な食育を進める。	市民健康課
親子料理教室	小学生の親子を対象とし、料理教室を開催し、親子の交流を図るとともに、家庭における食の関心を高める。	市民健康課
親子手作りおやつ教室	小学生の親子を対象とし、手作りおやつ教室を開催し、親子の交流を図るとともに、家庭における食の関心を高める。	市民健康課
クッキング保育	保育所（園）で児童と一緒に、カレーづくり、クッキーづくり、芋煮会等を実施して、つくる喜びを体験し、食事の大切さを学ぶ。	保育課
体験活動による食育の推進	家庭科における調理学習、総合的な学習の時間における実習体験を通して実践指導を行う。	指導課
学校給食の試食会	小中学校の保護者を対象に学校給食の試食と食に関する啓発を行う。	給食課

事業名	事業の内容	担当課
小中学校の調理講習会・ 親子調理講習会	小中学校の保護者、または親子を対象に調理講習会を行う。	給食課
小学生の野菜皮むき体験	小学校1・2年生を対象に学校給食に使用するグリーンピースのさやむきやトウモロコシの皮むきを体験し、野菜に親しみ、食に関心を持たせる。	給食課



3 次代を担う子どもの成長を支えます



(1) 子どもの生きる力を育む環境づくりを進めます

現状と課題

都市化や遊び場の減少、さらに子どもたちのコミュニケーションの方法の変化から、一人で遊ぶ児童が増えています。しかし、子どもにとって、遊び等を通じた友だちとの交流は、社会性の習得と健全な人格形成のために不可欠な体験です。

本市では、児童館や地区センター、公園などの公共施設を活用して、子どもの居場所となるように、さまざまな事業を実施しています。また、デイキャンプや自然観察会、ボランティア体験、中学生社会体験チャレンジ事業など、子どもに対する体験学習の機会を提供しています。

今後も、地区センター・児童館・学校・公園等の社会資源を有効活用し、子どもたちが安心して自由に遊べ、安全に過ごすことができる「居場所・遊び場づくり」を推進するとともに、自然体験、ボランティア体験、職業体験など体験学習の機会を充実する必要があります。

今日、核家族化、少子化、都市化などの進展により家庭や地域の子育て力・教育力の低下が指摘されています。本市では、家庭や地域の教育力の向上をめざして、家庭教育学級の開催、家庭教育手帳の配布、学校施設の開放による地域の人材を活用し、スポーツ活動を支援しています。

今後も、地域の人材の活用や関係機関等の協力によって、子どもの多様な体験活動の充実、世代間交流の推進、学校施設の地域への開放、地域のスポーツ環境の整備等を通じて、家庭や地域の教育力の向上を図ることが求められています。

施策の方向と具体的事業

子どもの居場所・遊び場づくり

子どもは遊びを通して、友達とのふれあいや交流をしながら社会性や協調性を身につけ、豊かな人間性を育みます。そのため、地区センター・児童館・学校・公園等を活用し、子どもたちが自由に遊べ、安全に過ごすことができる居場所・遊び場づくりを進めます。

地域や学校での多様な体験活動の場の提供

子どもたちが体験を通して文化や社会への関心を高め、的確に判断できる能力を身につけ、自立した人間として成長できるよう、地域や学校でのさまざまな社会体験や自然体験の機会提供を行い、子どもの生きる力や豊かな人間性を育成します。

就労や職業を考える教育機会の提供

子どもたちができるだけ早い段階から社会との関わりを実感できるよう、児童生徒の発達段階に応じて、職場見学や職業体験等、就労や職業を考える機会を提供します。

家庭や地域の教育力の向上

都市化、核家族化、少子化、地域のつながりの希薄化に伴う家庭の教育力の低下が指摘されていることを踏まえて、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。

子どもを地域社会で育てる観点から、地域の人材の活用や関係機関等の協力によって、子どもの多様な体験活動の充実、世代間交流の推進、学校施設の地域開放、地域のスポーツ環境の整備を図ることなどにより、地域の教育力の向上を図ります。



子どもの居場所・遊び場づくり

事業名	事業の内容	担当課
児童館事業	遊びや各種教室などを通して児童の健全な発達や豊かな創造性を育む場としての事業のほか、児童自らが学び遊ぶ場、集い仲間づくりの場として、大型施設の特徴を生かした児童の居場所づくりを推進するとともに、祝日の開館や夏季休業中の開館時間の延長を図る。 また、子育て支援施設として複合的な機能をもった児童館の建設を検討する。	児童福祉課
科学技術体験センター事業	観察や実験、工作などの体験を通して、楽しみながら科学への興味・関心を高め、また創造性豊かな児童生徒の育成を図るための参加型施設として多様な事業を実施する。祝日の開館や夏季休業中の開館時間の延長を図る。	総務課
地区センター・公民館整備及び活用	地区センター（大型館）において図書コーナーや学習スペース等を設置する。	地域活動推進課
街区公園等の整備	子どもや親子連れをはじめ、多くの市民の身近なレクリエーションや交流の場として、また、災害時の一時避難場所としても利用できる街区公園を、土地区画整理地内に計画的に整備する。	公園緑地課
プレ・パーク支援	都市公園内における1日プレ・パーク開催支援及び常設プレパークの調査研究をする。	公園緑地課 児童福祉課
地域子ども教室推進事業 《新規事業》	公共施設等を利用し、放課後や週末等に安全・安心に、継続的な活動のできる場の整備として、子どもの居場所づくりに取り組む。	生涯学習課
保育所の地域交流事業 （再掲）	保育所で行う遊ぼう会等を通して参加した親子同士の交流を図り、悩みや不安についての相談に応じる。	保育課
地域子育て支援センター事業 （再掲）	子育て講座や子育て広場等を開催し、参加した親子同士の交流を図るとともに、子育て相談や窓口で子育て情報を提供する。	保育課
保育ステーションの子育て広場	南越谷保育ステーションでオープンスペースを利用し、親子の交流の場を提供する。	保育課

地域や学校での多様な体験活動の場の提供

事業名	事業の内容	担当課
児童館の親子自然体験事業	豊かな自然の中で、児童が宿泊または日帰りで体験学習（星空の観測や自然探索など）を実施するほか、実験・工作やデイキャンプとして飯ごう炊飯やカレーライスづくなどにチャレンジする。	児童福祉課
自然観察会 （夏休みこども自然教室）	夏休みにこども自然教室を開催し、環境に対する意識を高める。	環境保全課
保育所の体験保育	施設の見学や施設での体験をしたり、自然豊かな公園などで自然体験を実施する。	保育課
ボランティア体験活動の推進	小中学校における総合的な学習の時間等において、体験的な学習を通して、地域社会の人たちとふれあう機会を設ける。	指導課
公民館等による体験学習	児童を対象にゲームや遊びを通して、ほかの人たちとのふれあいや協調性を学ぶ。	生涯学習課
越谷市ふれあいの森	市民による森づくりに親子で参加し、植樹や枝打ちなどの作業を通して、親子のふれあいや自然の素晴らしさを体験する。	生涯学習課
こどもエコクラブ活動	小中学生のクラブ活動として、身近な生き物の調査や地域の環境保全活動の取り組みを進める。	児童福祉課

就労や職業を考える教育機会の提供

事業名	事業の内容	担当課
中学生社会体験チャレンジ事業	地域の事業所での職場体験学習を通して、職場の人たちとのふれあいや仕事の大切さを学ぶ。	指導課
地場産業見学・体験	小中学生による地場産業事業所への見学や体験づくりなどを実施する。	産業振興課

家庭や地域の教育力の向上

事業名	事業の内容	担当課
地域活動の支援	地域で行う世代間交流事業などの地区まちづくり事業を支援する。	地域活動推進課
家庭教育学級・講座の開催	子どもを持つ親を対象に公民館主催事業として家庭教育学級・講座を開催する。	生涯学習課
家庭教育手帳の配布	文部科学省（埼玉県版）の家庭教育手帳を学校等を通して家庭に配布する。	生涯学習課
ジュニアリーダー育成研修会	子ども会の5・6年生を対象に、ジュニアリーダー（中学、高校生）育成研修会を開催し、子ども会活動及び地域社会に関心を持てる青少年育成を図る。	生涯学習課
部活動外部指導者の活用	中学校部活動において、外部指導者として地域の教育力の活用を進める。	指導課
小中学校体育施設開放（再掲）	小・中学校体育施設を学校教育に支障のない範囲において開放し、地域指導者による青少年のスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図る。	体育課
学校における安全教育事業	小中学校の児童・生徒全員に、携帯用の防犯ブザーを配布し、使用方法を教えるとともに、防犯意識の啓発を図る。	指導課
家庭における安全教育	家庭内での児童のケガや事故を防止するための啓発活動や学級・講座等での取り組みを図る。	児童福祉課

(2) 子どもの心と身体の健康づくりを進めます

現状と課題

今日、いじめ、不登校、非行、犯罪など青少年をめぐる問題が増加し、青少年の育成に大きな影響を与えています。本市では、子どもの教育や心身の発達、いじめや不登校、非行等の保護者からの相談を家庭児童相談室やこども家庭相談員、教育相談所、青少年相談室などで実施しています。

運動機会の減少等により、子どもの体力の低下、さらに肥満傾向の子どもの増加が問題になっています。子どもの成長の基本となる健康な身体づくりのため本市では、学校教育をはじめ、学校休業日の小・中学校の運動施設の開放を行い、スポーツや運動に親しむ機会を提供しています。

健康な身体づくりと合わせて、他人を思いやる心を育むため、乳幼児や高齢者と接し、命の大切さや生きることのすばらしさを体験的に感じさせることが求められています。そのため、学校や児童館、地域等で世代間交流事業などを実施しています。

また、不登校児への対応として、学校へスクールカウンセラー等を配置することや地区センターで学校復帰を目的とした事業を実施しています。

今後は、子どもたちや保護者の悩みを解消するために、早期に対応することや相談体制等の充実を図る必要があります。

施策の方向と具体的事業

各種子ども相談事業の充実

教育や心身の発達に関する悩み、いじめ、非行等の問題に対応するため、学校・教育相談所等における相談体制を充実するとともに、各種相談事業との連携を図ります。

健やかな身体づくりの推進

運動機会の減少等により、子どもの体力が低下傾向にあることや、生活習慣の乱れや肥満の増加が指摘されていることを踏まえ、運動部活動等の学校におけるスポーツ環境を充実するとともに、地域のスポーツ活動の充実を図ります。

また、子どもに生涯にわたる心身の健康保持、増進に必要な知識や、適切な生活習慣を身につけさせるため、健康教育を進めます。

不登校児への支援の充実

学校生活への適応等に関するカウンセリング等を行い、不登校児童・生徒の学校復帰に向けた支援を行います。

豊かな心を育む事業の充実

他人を思いやる心や感動する心を育むため、児童と乳幼児や高齢者との交流、幼いうちから絵本や読書に親しむ機会を提供する読み聞かせ等、各種講座や情操教育を推進します。



各種子ども相談事業の充実

事業名	事業の内容	担当課
家庭児童相談室	学校や保育所(園)、幼稚園に行けない、友だちと遊べない、非行の心配があるなどの問題について、専任の家庭児童相談員が、電話や面談により、助言・指導や、場合によっては他の機関に紹介を行う。	児童福祉課
児童館の子ども家庭相談	児童館2カ所で、専任の子ども家庭相談員が、発育や生活習慣、遊びについてなど面談・電話により相談、助言を行う。	児童福祉課
教育相談所の教育相談事業	小学生から高校生までのいじめや不登校に関する相談を月曜日から土曜日まで行う。(電話相談は夜8時30分まで受付)	指導課
教育センターの整備 《新規事業》	教育諸課題に対する調査研究や開発機能、研修機能、教育情報センター機能、教育相談機能を合わせ持った教育センターの設置により、教育相談所の充実を図る。	指導課
青少年指導相談室	青少年の非行、問題行動等で悩んでいる保護者や青少年の相談業務を行う。	生涯学習課

健やかな身体づくりの推進

事業名	事業の内容	担当課
親子ふれあい体操教室	幼児期に親子と一緒に運動する体験として、遊び的要素を取り入れながら平衡性、敏捷性等の運動神経の発達を促し、また、親子のスキンシップが図れる内容のプログラムを設けて行う。	体育課
部活動外部指導者派遣事業(再掲)	中学校における部活動において外部指導者を積極的に活用し、部活動の充実を図る。	指導課
小中学校体育施設開放(再掲)	小・中学校体育施設を学校教育に支障のない範囲において開放し、地域指導者による青少年のスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図る。	体育課
学校保健事業	家庭や地域、関係機関との連携を図りながら健康相談活動、保健指導を通じたヘルスプロモーションの考え方を身につける。(市内小中学校で指導計画に基づき行う。)	学校課

不登校児への支援の充実

事業名	事業の内容	担当課
教育相談所の適応指導教室	市内3箇所では適応指導教室を開催し、不登校児童生徒の指導を行う。また、学校復帰に向けて個別指導を行う。	指導課
教育相談所の家庭訪問相談	専任の訪問相談員が不登校児生徒等への家庭訪問を実施し、学校復帰に向けて個別指導を行なう。	指導課
学校における支援要員の配置	さわやか相談員、スクールカウンセラー、ボランティア相談員等を各校に配置する。	指導課

豊かな心を育む事業の充実

事業名	事業の内容	担当課
児童館のお話会	語り手・読み手から直接児童に感動が伝わるような本の読み聞かせや紙芝居を定期的実施するほか、館内の児童向け図書の貸し出しを行う。	児童福祉課
児童館の世代交流・伝承遊び事業	児童館において、世代間交流会、伝承遊びの講習会等を開催する。	児童福祉課
保育所のふれあい交流	近隣の高齢者施設やデイケア施設、障害児療育施設等で高齢者や障害者等との交流を図る。また、小中学生、高校生が子育てや地域に関心を深め、将来の子育てに関する貴重な体験になるよう乳幼児などとのふれあい交流の機会を促進する。	保育課 指導課
「人権の花」運動	小学校児童を対象として、草花等の栽培を通して相手の立場を尊重し、協力、感謝、思いやりの心をはぐくむ。	人権推進課
人権問題に関する映画会及び座談会	幼稚園児や保護者を対象に人権映画会(アニメ)を開催し、親子に共通の話題を提供するとともに、子育てやいじめ等の人権問題について意見交換を行い、人権擁護委員と保護者が一緒に人権について考え、人権意識を育てる。	人権推進課
心の教育の推進	各学校での道徳の授業及び道徳教育振興会議による道徳教育の充実を図る。また、心のノート等を活用し道徳の授業を充実させるとともに、学校教育全般に渡って豊かな心の育成を図る。	指導課
公民館のふれあい交流事業	児童を対象にリトミックやゲームなど、子どもと親、また子ども同士がいっしょに参加する事業を行なう。	生涯学習課

(3) 地域に開かれた学校づくりを行います

現状と課題

学校は、子どもたちの学びの場であるとともに、地域の交流の場となる社会資源です。教育現場における地域の人たちとの交流は、学校の活性化にもつながります。

本市では、地域の人材を総合学習の講師や部活動の指導者に迎えることや、体育館等の学校施設を地域へ開放するなど、学校と地域の交流を進めています。

今後も、地域の住民を交えた総合学習の実施や、幅広い世代が交流するスポーツ・レクリエーション活動、文化活動等を開催し、地域の多様な経験を持つ人や団体等との交流を活発にすることが求められています。

学校運営に地域の意見を積極的に取り入れるための仕組みとして全国的に導入された「学校評議員制度」の活用や中学校における学校選択制の導入など、地域・家庭と学校との連携を図り、地域に根ざした個性豊かな学校づくりを進めることが求められています。

施策の方向と具体的事業

地域住民との交流の促進

地域の人たちとの交流は、子どもの社会性の育成に大きな役目を果たし、学校の活性化にもつながります。学校と地域が連携し、多様な経験を持つ人や地域の活動団体等との交流を進めます。

学校施設の活用

学校施設は、子どもたちにとっての学び舎であると同時に、地域を代表する中心的な施設でもあります。青少年スポーツを始め、幅広い世代が交流するスポーツ・レクリエーション活動・文化活動等を開催するため、学校の教室や校庭、体育館等の活用を進めます。

個性豊かな学校づくり

地域の実情に応じた学校選択性の導入や、学校評議員制度の活用等により、地域・家庭と学校との連携、協力を図り、地域に根ざした個性豊かな学校づくりを進めます。

地域住民との交流の促進

事業名	事業の内容	担当課
教育ボランティアの活用	総合的な学習の時間などにおいて、地域みなさんによる授業参加を積極的に導入し、児童生徒との交流を図る。	指導課
部活動外部指導者派遣事業（再掲）	中学校における部活動において外部指導者を積極的に活用し、部活動の充実を図る。	指導課

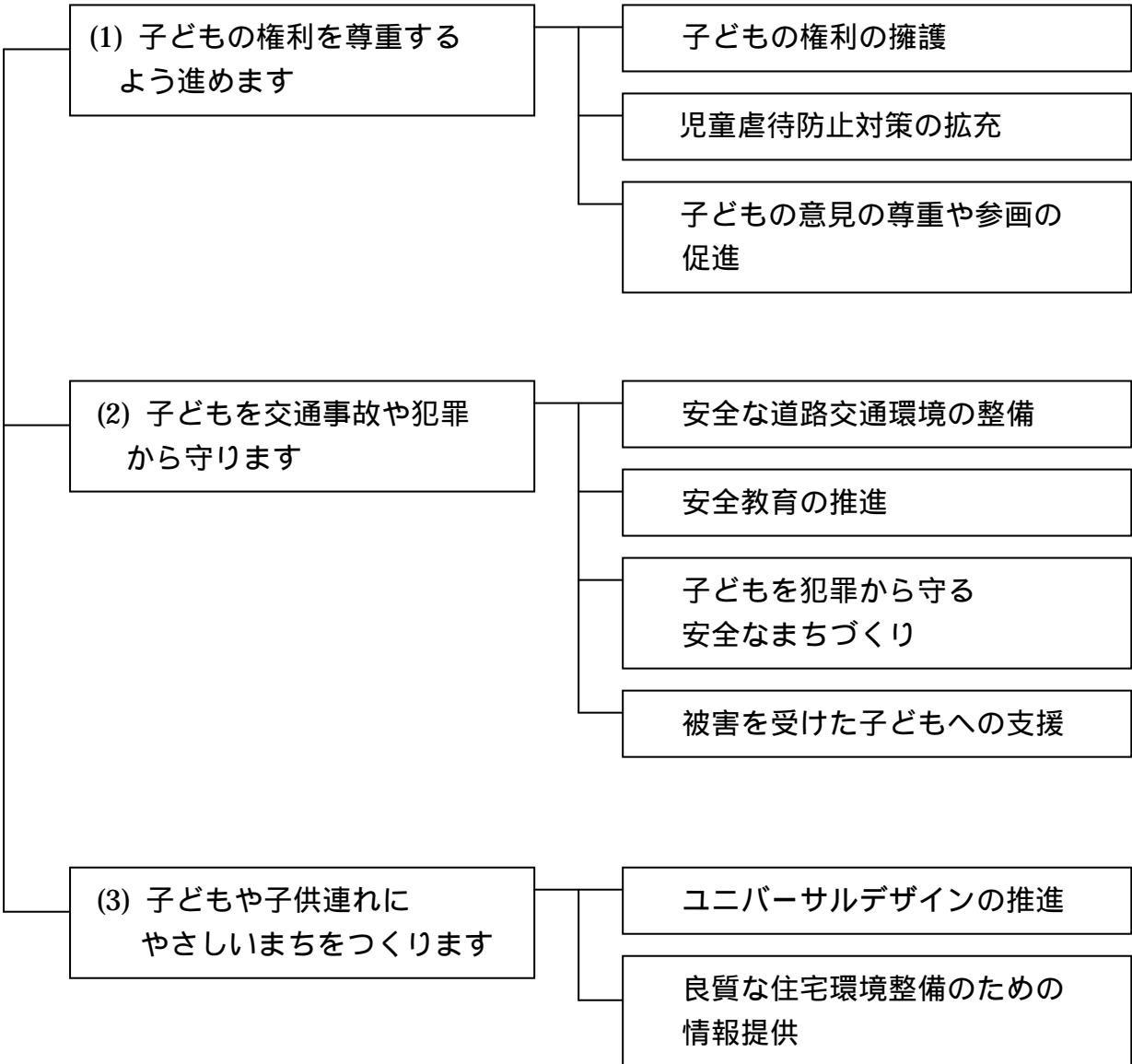
学校施設の活用

事業名	事業の内容	担当課
小・中学校体育施設開放（再掲）	小・中学校体育施設を学校教育に支障のない範囲において開放し、地域指導者による青少年のスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図る。	体育課
学童保育事業	放課後児童の健全育成を図るため、小学校の余裕教室や多目的室及び学校敷地内を活用し、学童保育事業の拡充に努める。	保育課
地域子ども教室推進事業（再掲） 《新規事業》	公共施設等を利用し、放課後や週末等に安全・安心に、継続的な活動のできる場の整備として、子どもの居場所づくりに取り組む。	生涯学習課

個性豊かな学校づくり

事業名	事業名	担当課
学校評議員制度	学校評議員制度等を活用し、外部の意見を積極的に取り入れることにより、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進する。	指導課
中学校選択制	現在の通学区域制度をこれまでどおり維持していくことを基本とし、その上で、他の中学校への通学を希望する就学予定者や保護者の意向にできるだけ沿って就学する学校指定を行う。	学校課

4 子どもにやさしいまちづくりを進めます



(1) 子どもの権利を尊重するよう進めます

現状と課題

わが国は、国連が採択した「児童の権利に関する条約」を平成6年に批准したことにより、子どもの人権を擁護するとともに、子どもが社会の一員として自らの意見を表明し社会に参加する権利を拡充することが求められています。本市では、市制40周年を記念し、「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づき、子ども一人ひとりを権利の主体として尊重するため平成10年に「子ども憲章」を制定しました。

今後も、「児童の権利に関する条約」や「子ども憲章」の趣旨に基づき啓発活動を進めるとともに、子どもが参加する各種行事に子どもの意見を反映させることにより、子どもの参加する権利の確保や社会参加意識を向上させることが求められています。

また、平成16年の児童虐待防止法の改正により、児童虐待は、明確に人権侵害であることが謳われました。家庭という密室における暴力や育児放棄等の児童虐待が全国的に増加し、子どもの生命に関わる事件も発生しています。

越谷市では、福祉・医療・保健・教育、人権擁護団体、警察、庁内関係課からなる児童虐待防止ネットワーク会議を設置し、関係諸機関の有機的な連携、協力を図っています。また、虐待の芽を摘むため相談体制の充実やハイリスク家庭を把握するため母子保健事業を通して虐待予防に努めています。

今後は、児童相談が市町村の役割になることを踏まえ、相談体制の充実や虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図ることが求められています。

施策の方向と具体的事業

児童の権利の擁護

子ども一人ひとりの権利を守り育むため、児童の権利条約について広く市民に周知するとともに、児童の権利擁護の推進を図ります。

児童虐待防止対策の拡充

市の児童虐待防止の体制を整備するとともに、虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図るため、福祉・医療・保健・教育、人権擁護団体、警察等、関係諸機関の協力体制の充実を図ります。

子どもの意見の尊重や参画の促進

子どもの自らの意見を表明し、社会に主体的・積極的に参加する権利を尊重しなければなりません。子どもにとっても、社会に関わる経験は、社会性を見につけ、自立していくうえで、大きな役割を果たすため、子どもに関わる各種行事やイベント事業等の企画運営への参加を促し、意見を反映させる機会を提供します。

子どもの権利の擁護

事業名	事業の内容	担当課
こどもの権利等啓発活動	児童福祉週間、児童虐待防止推進月間などの機会をとらえ、子どもの権利等に関し、パンフレットやポスターなどを活用した啓発活動を進める。	児童福祉課
越谷市子ども憲章の啓発活動	子どもたちの健やかな成長と子どもたち自身が自ら考え行動できる指針としての子ども憲章について、青少年健全育成冊子やその他印刷物に子ども憲章を定期的に掲載し啓発活動を進める。	生涯学習課
人権教育推進事業	人権教育研修会等を実施、子どもの権利擁護についての意識を高める。	指導課
人権相談	人権擁護委員が様々な人権問題に対して毎月定期的に相談に応じ、問題解決に助言・援助等を行う。	人権推進課
市民まつりにおける啓発活動	人権についてのアンケートや啓発物等を配布し、市民一人ひとりの人権意識を育てるとともに、人権擁護委員制度の普及に努める。	人権推進課
人権週間における啓発活動	世界人権宣言が国連で採択されたことを受け、わが国では12月4日から10日を入権週間としている。この期間中、世界人権宣言パネルの展示、人権標語の掲出、パンフレット・小冊子等啓発物の配布などの人権啓発活動を行う。	人権推進課
福祉保健オンブズパーソン制度	子どもの権利等の擁護を推進するため、福祉保健オンブズパーソン制度の活用を図る。	介護保険課



児童虐待防止対策の拡充

事業名	事業の内容	担当課
児童虐待防止ネットワークの推進	児童相談所、医師会、警察署、民生・児童委員協議会などの機関で構成され、児童虐待防止に向けた研修や情報交換などを通して、ネットワーク体制の強化、連携を図る。	児童福祉課
児童福祉に係る相談、指導及び措置	社会福祉主事が、子育てに関する不安や悩み等の相談を受け、適切な指導・助言を行うとともに、他の機関へもあっ旋や紹介を行う。また、市内の児童施設や学校、児童相談所など関係機関との連携を図り、虐待の発生の予防、早期発見と早期対応に努める。	児童福祉課
妊産婦・新生児訪問（再掲）	助産師等が家庭訪問し、妊娠・出産・育児について相談を受け、子育ての悩みや不安の解消など、必要な対応を図る。	市民健康課
家庭訪問（再掲）	保健師等が子育ての悩みや不安などを抱える家庭や健診未受診家庭を訪問し、育児や健康などの相談を受け、助言・指導を行う。また、他の子育て機関との連携を図り、適切な支援を行う。	市民健康課
グループカウンセリング 《新規事業》	育児不安の強い母親等を対象として、心理職員・保健師によるグループカウンセリングを実施し、支援を図る。	市民健康課
教育相談所の教育相談事業	子どもへの虐待に対して、学校や関係諸機関との協力体制を整備する。また、定期的に事例検討会を開催し、対応等についての研修を行う。	指導課
民生委員・児童委員活動	地域の身近な相談役としての民生委員・児童委員、主任児童委員が、児童問題の早期対応ができるよう、学校などの関係機関との連携を図る。	社会福祉課

子どもの意見の尊重や参画の促進

事業名	事業の内容	担当課
子どもの意見の尊重や参画の促進	子どもに関わる各種行事やイベント事業などを実施する際に、子どもの意見が十分反映されるよう実施機関は配慮することとする。また、実施にあたり児童スタッフを募集するなど事業の企画・運営への参加を積極的に進めていく。	関係各課

(2) 子どもを交通事故や犯罪から守ります

現状と課題

近年、子どもの交通事故や、子どもを狙った犯罪が多発しています。

本市では、交通事故を未然に防ぐために、交通安全標識の設置や歩道の整備など道路環境の整備を進めています。また、子どもや保護者を対象にした交通安全教育や、交通指導員による立哨指導を実施しています。

子どもが犯罪に巻き込まれないように、本市では、小中学校の児童・生徒全員に携帯用の防犯ブザーを配布するとともに、不審者や事故及び災害から子どもを守るために、児童・生徒の避難訓練や不審者への対応訓練などを実施しています。さらに、PTAでは、不審者等にであった場合に助けを求める家として「子ども110番の家」を設けています。

今後も、子どもが交通事故や犯罪にあわないように、道路や街の環境整備を進めるとともに、子どもたち自らが自分を守るための教育や地域住民の連帯による犯罪予防の活動を充実していくことが求められています。子どもが犯罪、いじめ、児童虐待等にあった場合、子どもへのカウンセリングを関係機関との連携を図り、被害にあった子どもの立ち直りを支援していく必要があります。

施策の方向と具体的事業

安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの親等が安全・安心して通行することができるように、歩道の整備等、生活道路における道路環境の整備を進めます。

安全教育の推進

子どもを交通事故や犯罪から守るために、子どもや子育て中の親を対象とした交通安全教育・防犯教育を推進するとともに、子ども自身が犯罪から身を守るための知識や技能習得の学習機会の提供を行います。

子どもを犯罪から守る安全なまちづくり

子どもを犯罪等の被害から守るため、通学路・公園等の安全対策を進めるとともに、地域の防犯活動を支援します。

被害を受けた子どもへの支援

犯罪、いじめ、児童虐待等の被害を受けた子どもの立ち直りを支援するため、専門機関との連携を図ります。

安全な道路交通環境の整備

事業名	事業の内容	担当課
交通安全対策事業	<p>交通事故の未然防止や歩行者・自転車利用者等の安全確保を図るため、危険箇所や交通事故発生箇所などに交通安全関係機器（道路反射鏡・道路照明灯・道路標識など）の設置や緊急かつ応急的に対策が必要な箇所の整備（区画線・すべり止め・交差点紙など）などを行う。</p> <p>通学路の安全整備等に関する各学校の要望については、教育委員会と連携を図る。</p>	交通防災課
道路環境の整備	新設道路及び既設道路の歩道整備を実施する。	道路街路課

安全教育の推進

事業名	事業の内容	担当課
交通安全指導事業	<p>登校時における児童の交通安全対策として、交通指導員による朝の交差点等での安全指導を行う。また、交通ルールやマナーの正しい知識を子どもたちが身につけられるよう、小学校・幼稚園・保育所等において、交通安全教室を開催するとともに、保護者を対象に交差点等での安全な通行方法の指導も行う。</p>	交通防災課
学校安全教育	<p>事故や不審者から児童生徒を守るための危機マニュアルを作成するとともに、交通安全教室や避難訓練、不審者への対応等の訓練を実施する。</p> <p>また、小中学校の児童・生徒全員に防犯ブザーを配付し、携帯させる。</p>	指導課

子どもを犯罪から守る安全なまちづくり

事業名	事業の内容	担当課
『子ども110番の家』活動への支援	P T Aを中心に活動している「子ども110番の家」事業を支援する。	生涯学習課
地域の防犯活動への支援	自治会やP T Aが行う地域防犯パトロール活動などを支援する。	地域活動推進課
地区青少年指導活動	地域青少年指導員を中心に青少年非行防止パトロール等を実施する。	生涯学習課

被害を受けた子どもへの支援

事業名	事業の内容	担当課
児童相談所との連携	子どもの問題について、家族やその他からの相談に応じているが、必要な調査及び指導を行うにあたり、医学的、心理学的等の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めるなど他の専門機関との連携を図り支援を行う。	児童福祉課
教育相談事業	子どもへのカウンセリングを行うとともに、関係機関との連携を図り支援する。	指導課



(2) 子どもや子ども連れにやさしいまちをつくります

現状と課題

子どもや子どもを連れている人が、安全に外出できる生活環境の整備が必要です。本市では、福祉のまちづくりに関する法律や条例に基づき、歩道や施設の段差解消等のバリアフリーのまちづくりや、公共的建築物及び民間建築物について、事業者に対してバリアフリー化の指導を進めてきました。

障害者や子育て家庭のみならず、誰もが安心して、快適に生活できるようにユニバーサルデザインの考え方に基いたまちづくりが課題となっています。

生活の基盤となる住宅については、子育て家庭が暮らしやすい住宅となるよう、また将来のライフスタイルや家族構成を見据えた住宅建設ができるよう情報提供をしていく必要があります。

施策の方向と具体的事業

ユニバーサルデザインの推進

子どもや子育て家庭のみならず、だれもが安心して、快適に生活できるように、公共施設のバリアフリー化等、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。

良質な住宅環境整備のための情報提供

子育て家庭が暮らしやすい住宅建築へのアドバイスや、広くゆとりのある住宅の確保に関する情報提供を進めます。

ユニバーサルデザインの推進

事業名	事業の内容	担当課
市街地開発事業	市街地再開発事業や区画整理事業、レイクタウン事業を進めるにあたり、事業者に対し、バリアフリーの誘導を図るなどユニバーサルデザインを促進する。	都市整備推進課 市街地整備課 再開発課
公共サインの整備	わかりやすいまちの構造をつくるための具体的手段として、主に公共施設への案内誘導サインの整備を行う。また、越谷らしさの表現や景観にも配慮した総合的なサインをめざし調査・計画を進める。	都市計画課

良質な住宅環境整備のための情報提供

事業名	事業の内容	担当課
良質な住宅環境のための指導	子どもや子育て期の親だけでなく、高齢者や障害者を含めたすべての人にとって円滑に利用できる公共的建築物の建築を促進するため、継続して指導を行う。	建築住宅課



